

原案可決

全会一致

第32号発議案

新潟県特定野生鳥獣の管理及び有効活用の推進 に関する条例

上記議案を別紙のとおり提出します。

平成26年12月2日

提出者	桜井甚一	宮崎悦一	井成隆	学吉	一景	島洋	成孝	一郎	笠青	皆佐	佐岩	金谷	中野	小野	井野	星伊佐	大雄	一修	秀雄	治機	男邦
	宮矢富	野櫻	島川	島川	藤身	藤松	藤辺	辺富	一	一	一	一	一	一	一	一	直光	辰林	吉和	謙英	
	小西	斎尾	尾村	渡	村	渡	三		二	佐	佐	岩	谷	野	野	星	二之	純一	彦	洸	
	斎	尾	村						惇	佐	佐	金	谷	野	野		正雄	雄卓	良国	峯	
									佳	一	一	一	一	一	一		二之	純一	彦	洸	
										一	一	一	一	一	一		正雄	雄卓	良国	峯	

新潟県議会議長 柄沢正三様

新潟県特定野生鳥獣の管理及び有効活用の推進に関する条例

四季の変化に富んだふるさと新潟が誇る美しく豊かな自然は、そこに暮らす私たちの生活に安らぎと潤いをもたらし、本県の様々な社会経済活動の基盤となってきた。また、その美しく豊かな自然は、私たちばかりでなく、野生鳥獣にも良好な生息環境を提供し、恩恵をもたらしてきた。

しかしながら、今日、過疎化の進展、少子高齢化による担い手不足等を背景とする耕作放棄地の発生や、森林の荒廃による自然環境の悪化などに伴い、一部の野生鳥獣が私たちの居住地域に進出して農林水産物等に被害を生じさせ、時には尊い人命を奪う事態を引き起こしている。ふるさと新潟の多様性に富んだ美しく豊かな自然を守り、県民の安全で安心な生活を確保し、地域の活力の向上を図るために取組を進めていく必要がある。

ここに私たちは、県、市町村、県民、特定野生鳥獣関係団体等が相互に協力しながら一体的に特定野生鳥獣の管理及び有効活用に取り組むことにより、人と野生鳥獣が真に共生する地域づくりを進め、県民の良好な生活環境の確保及び活力に満ちた地域社会の実現を目指すことを宣言し、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、特定野生鳥獣の管理及び有効活用に関し、基本理念を定め、県の責務並びに県民及び特定野生鳥獣関係団体の役割を明らかにするとともに、特定野生鳥獣の管理及び有効活用に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な事項を定めることにより、もって県民の良好な生活環境の確保及び活力に満ちた地域社会の実現に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「特定野生鳥獣」とは、カワウ、ニホンザル、タヌキ、ツキノワグマ、ハクビシン、イノシシ、ニホンジカその他規則で定める県民の生命、身体若しくは財産、生態系又は生活環境に係る被害を生じ、又は生じさせるおそれのある野生鳥獣をいう。ただし、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第46号）による改正後の鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第7条第1項の第一種特定鳥獣となった野生鳥獣を除く。

- 2 この条例において特定野生鳥獣について「管理」とは、現在及び将来における県民の生命及び身体の安全、農林水産物等の被害の防止、自然環境の保全又は良好な生活環境の確保を図る観点から、人為的にその生息数を適正な水準に減少させ、又はその生息地を適正な範囲に縮小することをいう。
- 3 この条例において特定野生鳥獣について「有効活用」とは、捕獲等をした特定野生鳥獣を自然の恵みとしてできる限り有効に活用することをいう。
- 4 この条例において「特定野生鳥獣関係団体」とは、特定野生鳥獣の管理又は

有効活用に資する取組を行う団体をいう。

(基本理念)

第3条 特定野生鳥獣の管理及び有効活用は、良好な生活環境を現在及び将来の県民に確保すること並びにその有効活用による新たな付加価値を生み出す取組が地域の活力の向上に重要であるという認識の下に県、市町村、県民、特定野生鳥獣関係団体が相互に連携し、及び協力することにより、行われることを基本としなければならない。

(県の責務)

第4条 県は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、特定野生鳥獣の管理及び有効活用の推進に関する施策を実施する責務を有する。

(市町村との連携)

第5条 県は、市町村が地域の実情に応じて実施する特定野生鳥獣の管理及び有効活用の推進に関する施策への必要な支援並びに市町村が実施する広域的な特定野生鳥獣の管理及び有効活用の推進に関する施策の総合調整を行うものとする。

(県民の役割)

第6条 県民は、基本理念にのっとり、特定野生鳥獣の特性に関する理解を深め、県及び市町村による特定野生鳥獣の管理及び有効活用の推進に協力するよう努めるものとする。

(特定野生鳥獣関係団体の役割)

第7条 特定野生鳥獣関係団体は、基本理念にのっとり、特定野生鳥獣の管理及び有効活用に寄与する人材の育成、その有効活用のための手法に関する情報の発信等特定野生鳥獣の管理及び有効活用に資する取組を行うよう努めるものとする。

2 特定野生鳥獣関係団体は、県及び市町村が実施する特定野生鳥獣の管理及び有効活用の推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(財政上の措置)

第8条 県は、特定野生鳥獣の管理及び有効活用に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(施策の推進)

第9条 県は、特定野生鳥獣の管理及び有効活用を推進するための施策として、次に掲げる事項を実施するものとする。

- (1) 県民の特定野生鳥獣の特性の理解に資する情報の収集及び提供並びに特定野生鳥獣の管理及び有効活用のための知識等の普及啓発に関するここと。
- (2) 特定野生鳥獣の管理及び有効活用に携わる者の確保及び資質の向上に関するここと。
- (3) 科学的知見に基づき実施する特定野生鳥獣の個体数についての調査の推進に関するここと。
- (4) 里山等における人と特定野生鳥獣を隔てる緩衝地帯の整備等人と野生鳥獣が真に共生する地域づくりに資する取組の支援に関するここと。
- (5) 特定野生鳥獣の管理の効率化に資する調査研究の推進に関するここと。
- (6) 特定野生鳥獣の有効活用を図るための調査研究の推進に関するここと。
- (7) 特定野生鳥獣の管理及び有効活用を総合的かつ効果的に実施するための拠点としての機能を担う体制の整備の推進に関するここと。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、特定野生鳥獣の管理及び有効活用を図るために必要な施策の推進に関するここと。

(連携協力体制の整備)

第10条 県は、特定野生鳥獣の管理及び有効活用に関する施策を総合的かつ効果的に推進するため、県、市町村、県民、特定野生鳥獣関係団体及び鳥獣対策に関して専門的な識見を有する者等が意見を交換し、並びに相互に連携し、及び協力することができる体制を整備するものとする。

(公表)

第11条 知事は、毎年度、第9条に規定する施策その他の特定野生鳥獣の管理及び有効活用の推進に関し講じた施策の状況を取りまとめ、公表するものとする。

(顕彰)

第12条 県は、特定野生鳥獣の管理及び有効活用の推進について顕著な功績があると認められるものの顕彰に努めるものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- (検討)
2 県は、この条例の施行後3年を経過した場合において、この条例の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

原案可決
全会一致

第34号発議案

拉致事件の早期解決を求める意見書

上記議案を別紙のとおり提出します。

平成26年12月18日

提出者 総務文教委員長 小林一大

新潟県議会議長 柄沢正三様

拉致事件の早期解決を求める意見書

本年10月には、北朝鮮による日本人拉致被害者らの再調査を巡る日朝協議が行われたところであるが、残念ながら新たな情報の開示には至らなかつたことは、誠に遺憾であり、拉致被害者の家族の失望は大きなものがある。

北朝鮮が調査をいたずらに引き延ばすことは許されないことであり、誠意を持つて迅速に調査を遂行するとともに、早急に調査結果を公表すべきである。

拉致被害者の一日も早い帰国の実現には、拉致事件の解決に向けた更なる活動を継続し、国民が支援を続けることこそが、何よりの力となるものである。拉致被害者が帰国するまで決して諦めないとメッセージを送り続けるとともに、そのメッセージを北朝鮮に届けることこそが、交渉を進める力となることから、ここに改めて北朝鮮に対して、一日も早い拉致事件の解決を求めるものである。

よって国会並びに政府におかれては、拉致問題の解決なくして国交正常化はないとの強い決意のもと、北朝鮮に対し、誠意を持って迅速に調査を遂行し、早急に調査結果を公表するよう強く申し入れるとともに、すべての拉致被害者の一日も早い帰国を強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年12月18日

新潟県議会議長 柄沢正三

衆議院議長	様
参議院議長	様
内閣総理大臣	山崎正昭様
外務大臣	安倍晋三様
内閣官房長官	岸田文雄様
拉致問題担当大臣	菅義偉様
	山谷えり子様

原案可決
全会一致

第35号発議案

教育環境の充実・強化を求める意見書

上記議案を別紙のとおり提出します。

平成26年12月18日

提出者 総務文教委員長 小林一大

新潟県議会議長 柄沢正三様

教育環境の充実・強化を求める意見書

少人数学級については、教育界が最重要課題として長年訴え続け、平成23年度からようやく公立小学校1年生で35人学級が実現した経緯があるが、財務省においては、教員定数を減らし、義務教育予算の抑制につなげる狙いから、40人学級に戻すべきとの方針を打ち出している。

削減の根拠として、学級規模が小さくなるのに比例して増加した学級分についての教員補充に要する人件費の抑制という財政規律の視点のほか、小学校1年生の35人学級の適用前後では、不登校はわずかに減少したものの、いじめは増加し、暴力行為も微増したことを挙げ、35人学級に明確な効果があったとは認められないとしている。しかし、いじめと暴力行為は発生件数ではなく認知件数であり、認知件数の増加は、35人学級の導入により、いじめ等が教師の目にとまりやすくなつたことを意味するとも考えられる。また、少人数学級の先行実施県における学力向上との相関を示すデータや学習意欲の向上に効果があったとする調査結果も報告されており、拙速に40人学級に戻すとの判断を行うべきではない。

財務省の財政制度等審議会では、義務教育予算編成に関連して文部科学省の指針を踏まえて学校規模を適正化し、小・中学校数を現行よりも約5,000校削減する方向を提示しているが、中山間地域などでは学校を地域づくりの核と位置付けている現状があり、政府の推進する「地方創生」に逆行するものである。教育は、国家百年の大計とも言われるよう、将来の我が国を背負う子どもたちを育成する国の根幹をなす重要な施策であり、資源が少なく人材が資源ともいえる我が国にあって、このように乱暴かつ短絡的に効率化を求めるべきものではない。

よって国会並びに政府におかれでは、教育が国の根幹をなす重要な施策であることを踏まえ、義務教育に関する経費削減だけを目的とする拙速な予算削減を行うことなく、教育環境の充実・強化に資する取組を推進するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年12月18日

新潟県議会議長 柄沢正三

衆議院議長	山崎正昭	様
参議院議長	安倍晋三	様
内閣総理大臣	麻生太郎	様
財務大臣	下村博文	様
文部科学大臣		

原案可決

賛成多數

第36号発議案

安全で安心な国民医療を守ることを求める意見書

上記議案を別紙のとおり提出します。

平成26年12月18日

提出者	桜 富 岩	井 樺 村	甚 一 良	一 成 一	坂 榆 内	子 雄 郎	崎 藤 川	男 純 広	悦 政
-----	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	--------

賛成者	笠 矢 佐	原 野 藤 川	義 卓 洋 国	宗 学 之	高 皆 小 沢	橋 川 島 野 川	柳 林 林 藤	司 大 一 景 昭 郎	正 一 林 隆 孝
	西 金 中 小 石	谷 野 野 井 野	峯 伊 佐 邦	吉 彦 洸 修	早 小 帆 東	川 荔 山 倉	身 松 辺 杉	夫 一 之 元	二 惇 佳
	星 大 志 佐	井 渕 田 藤	浩 幸	修 夫 健	高 長 青 米	部 木 山 月	山 川 野 島	ヨ 猛 徳	知 芳 キ
	横 石	尾 塚		秀 健	若 佐	藤	片 小	義	義

新潟県議会議長 柄 沢 正 三 様

安全で安心な国民医療を守ることを求める意見書

平成25年12月に「社会保障制度改革プログラム法」が成立し、今後の社会保障制度改革の全体像や進め方が明示された。これを受け、本年6月には、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための「医療介護総合確保推進法」が成立するとともに、平成27年通常国会への医療保険制度改革関連法案提出に向けた論議がなされている。

政府における医療改革の基本方針は、規制緩和により医療分野に新しい活力を導入するとともに、保険料に係る国民の負担に関する公平を確保するものと理解しているが、すべての国民が分け隔てなく適切な医療を受けられる国民皆保険制度の堅持が、医療の原点であり、国民の安全と安心の基礎である。

一方、現在検討されている混合診療の拡充は国民皆保険を破壊し、差別医療につながると危惧されることから、慎重な議論が必要である。また、医療機関が負担している控除対象外消費税は、消費税率の引上げに伴い、医療機関の経営をますます圧迫し、医療の継続性を脅かしかねない。

よって国会並びに政府におかれては、国民が豊かで安心な生活を営むことのできる地域社会の形成に向けて、現場の意見に即した国民に必要かつ十分な医療・介護を提供するための適切な財源を確保するとともに、国民と医療機関等に不合理かつ不透明な負担を生じさせている医療に係る消費税問題の抜本的な解決を図り、国民皆保険を基盤とした持続可能な社会保障制度の確立を目指すよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年12月18日

新潟県議会議長 柄沢正三

衆議院議長	山崎昭三様
参議院議長	安倍晋三様
内閣総理大臣	麻生太郎様
財務大臣	塩崎恭久様
厚生労働大臣	甘利明様
社会保障・税一体改革担当大臣	

原案可決
贊成多數

第37号発議案

中小企業に配慮した税制改革を求める意見書

上記議案を別紙のとおり提出します。

平成26年12月18日

提出者 桜井甚一 坂田光子 宮崎悦男
富樫一成 井井辰雄 佐藤純
岩村良一

司大一景昭郎夫一之広男雄秀健
正一林隆孝二惇佳知政邦浩幸
柳林林藤身松辺富杉川田藤尾塚
青小小斎尾村渡三上市志佐横石
揮二隆修秀雄治機栄郎元ヨ猛徳
直雄吉和謙英五芳キ又義
橋川島野川川苅山倉山山川野島
高皆小沢早小帆東高内小松片小
宗学之吉彦洸生修夫健登郎昇仁雄
義卓洋国峯伊佐太一久
原野藤川谷野野井野渕部木山月藤
笠矢佐西金中小石星大長青米若佐

新潟県議会議長 柄沢正三様

中小企業に配慮した税制改革を求める意見書

我が国経済は、大胆な金融政策、機動的な財政政策に伴い、民間活動が活性化して需要の増加が消費や新たな投資に結び付く好循環が実現し、景気回復に向けて、20年近くに及ぶデフレを脱却しつつあるが、地域経済を支える中小企業を取り巻く事業環境は依然厳しく、地方における景況感の回復は力強さを欠いている。

景気回復を持続的な経済成長に結び付けるためには、成長戦略を着実に実行し、企業の競争力の強化を図る必要がある。中小企業は、約3,200万人の雇用を抱え、法人税の約3割を担うなど、雇用や投資活動を通じて、地域経済や国民生活と財政に大きく貢献しており、成長戦略の実行の担い手として、地域を支える中小企業の成長が、日本経済の成長につながるものと確信しているところである。中小企業自らも改革を行っていかなければならないことはもちろんのことであるが、法人税改革や規制改革を通じて、中小企業が活動しやすい事業環境を整備する必要がある。

よって国会並びに政府におかれては、中小企業に対する法人税の軽減税率引下げを図るとともに、中小企業の経営に大きく影響を及ぼす外形標準課税の適用拡大や欠損金の繰越控除の制限等については、広く関係者からの意見を聴取した上で、慎重に検討し、拙速な導入を行わないよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年12月18日

新潟県議会議長 柄沢正三

衆議院議長	崎正昭	様
参議院議長	山安倍晋三	様
内閣総理大臣	麻生太郎	様
財務大臣	高市早苗	様
総務大臣	宮澤洋一	様
経済産業大臣		

原案可決

贊成多數

第38号発議案

地域の社会資本整備の促進を求める意見書

上記議案を別紙のとおり提出します。

平成26年12月18日

提出者 桜井甚一 坂田光子 崎宮悦男
富樺辰雄 佐藤純
岩村良一

司大一景昭郎夫一之広男雄秀健
正一林隆孝二惇佳知政邦浩幸
柳林林藤身松辺富杉川田藤尾塚
青小小斎尾村渡三上市志佐横石
揮二隆修秀雄治機栄郎元ヨ猛徳
直雄吉和謙英五芳キ又義
橋川島野川川莉山倉山山川野島
高皆小沢早小帆東高内小松片小
宗学之吉彦洸生修夫健登郎昇仁雄
義卓洋国峯伊佐一太久
原野藤川谷野野井野渕部木山月藤
笠矢佐西金中小石星大長青米若佐

新潟県議会議長 柄沢正三様

地域の社会資本整備の促進を求める意見書

財務省は財政制度等審議会の分科会において、国の財政再建や公共インフラの老朽化による維持補修費の増大を背景として、公共事業の新規投資をこれまで以上に厳選していくなど、公共事業関係費の全体規模の抑制を図っていくべきとの考え方を示している。しかしながら、地域における社会資本の整備は、国民の安全・安心な生活と経済活動を支えるだけでなく、国土強靭化の観点からも重要で喫緊の課題である。特に、道路整備に関しては、本県においては、中越大震災、中越沖地震あるいは豪雪災害等への対応の経験から、「命の道路」と呼ばれており、生活物資の輸送や救急救命搬送、さらには災害対応等を踏まえれば、その重要性は万人が認めるところである。

日本海国土軸の構築や非常時の代替機能の発揮、あるいは太平洋側との連携強化を図るためにも、日東道の早期開通や上信越道、磐越道の4車線化など、急がなければならぬ課題は山積している。また、既設の公共インフラの維持補修費の確保については、中央自動車道における笹子トンネル天井板落下事故の教訓からも、十分な予算措置が当然なされなければならない。

よって国会並びに政府におかれては、公共インフラの老朽化対策としての維持補修費の確保を図るとともに、国民の安全と安心の確保の観点から、日本海国土軸の構築や非常時の代替機能の発揮、あるいは太平洋側との連携強化等に必要な社会資本の整備を引き続き進めていくよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年12月18日

新潟県議会議長　柄　沢　正　三

樣 樣 樣 樣 樣 樣
昭 三 郎 苗 宏
正 晋 太 早 昭
崎 倍 生 市 田
山 安 麻 高 太
長 長 臣 臣 臣 臣
議 議 大 大 大
院 院 理 大 大
議 議 閣 總 務 務
衆 參 內 財 總 國